



## セミナー・レポート

続発する著名企業の不祥事に対し、明日はわが身と危機感を募らせる企業関係者は多い。日本CSR普及協会近畿支部では2月29日、企業の社会的責任（CSR）の観点から、不祥事の予防体制づくりや発生時の実務対応、再発防止策について検討するセミナーを開催した。実際に不祥事を起こした企業の顧問を務めた弁護士や企業の法務担当者も参加し、興味深い内容となったその一部を紹介する。



### 第一部

## 日本型CSRと 企業内不祥事対応（基調講演）

第一部では、木曾裕弁護士が、CSRの意義と不祥事対応の視点、そして企業不祥事対応において弁護士が果たすべき役割をテーマに講演した。

### CSRの意義

EU、アメリカ、日本では、CSRの概念が生まれた背景自体に差があり、その定義や基準はさまざまである。EUでは、経済圏が国境を越えていることから、企業の利益追求による環境破壊、雇用の不安定、所得格差の拡大、製品安

全に対する懸念が強くあり、政府の担うべき役割の一部を企業にも課すという考えが中心だ。企業価値や企業イメージの向上は考慮されず、内部統制などのコンプライアンス概念もなく、「会社は社会のもの」という共通意識が根底に見られる。

アメリカ型CSRは、当初はEU型と同様であったが、エンロン事件をはじめとする企業不祥事を受け、市場原理に基づく解釈へと変化してきた。ステークホルダーに対する説明責任こそが重要であり、「会社は株主・投資家のもの」という共通意識が根底にある。

日本型CSRにおいては、企業価値、企業イメージの向上による企業の持続、発展という枠組みで捉える傾向が強く、また、企業それぞれがEU型、アメリカ型のいいとこ取りをしており、まさに混沌状態と言える。

はない

といったことを念頭に置きたい。

①については、安全性に問題がなくとも積極的に説明をすることで不要な混乱を回避できる可能性が高まる。また、③については、どれかが抜けると「隠蔽」と言われかねない。

弁護士には、不祥事対応の「グッドパートナー」として、「隠蔽は悪である」との啓蒙、説明責任を果たすことでの正しい企業価値への誘導が望まれる。

### 第二部

## パネルディスカッション

基調講演後、第二部では、上谷佳宏弁護士、米田秀実弁護士、木曾裕弁護士、宮地敏通日本ハム株式会社執行役員、四名をパネリストに、山口利昭弁護士をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行い、食品会社における仮想の事件事例を基に、不祥事対応のポイントを検討した。

山口 昨年三月の東日本大震災以降、原発の安全神話が崩壊したことをはじめとして、社会における企業への信頼感が大きく揺らいでおります。法律だけで割り切れない部分については、やはりCSRの果たすべき役割が重要になっていえると思われまます。

### 企業不祥事とCSRの関係

企業不祥事については、何を不祥事とするか、また、不祥事が発生した場合の対応（特に公表の要否）にCSRの概念が強く影響する。EU型CSRから見ると企業不祥事には、環境破壊や労働者の人権問題、食品安全など広く含まれ、マスメディアのみならずNGO団体などによる不買運動につながらないための対策、つまり、将来への配慮が望まれる。

また、アメリカ型CSRでは、投資判断に影響するかどうか、が重要となる。情報開示の対応方法も不祥事の要素となり、求められるのは徹底した説明責任だ。

そして、日本型CSRでは、企業価値に影響を与える出来事は従業員個人の不祥事でも会社の不祥事として扱われるべきものがあるなど、レピュテーションの観点から極めて重要となり、不祥事情報が社外に漏れること自体がレピュテーションリスクを発生させる。このことから、「公表する、しない」という議論が生じる。

不祥事における企業の取るべき行動としては、まず日本型CSR



の立場から捉えるなら、企業価値の向上、レピュテーションの観点での検討は不可欠であり、法的義務の検討のみならず、企業価値毀損となる要素の検討を行わないと「対応不十分」とされてしまう。

### 不祥事対応における 弁護士の果たすべき役割

企業の独自調査への社会的な不信感から、不祥事における弁護士の役割は、これまで以上に大きくなりそうだが、顧問あるいはセカンドアドバイザー等としてかかわっていく中で、不祥事を「公表・報告すべきか」、また「どのよう公表・報告すべきか」は、難しい問題である。

木曾 裕 (きそ・ゆたか)  
弁護士法人北浜法律事務所東京事務所パートナー。  
第一東京弁護士会所属。日本CSR普及協会会員。  
2003年検察官検事、2008年弁護士登録。公認不正  
検査士協会会員（公認不正検査士）。



# 社内調査におけるデジタルフォレンジックの活用とその重要性と法的問題点

弁護士  
梅林啓

このような社内調査の手法として、「デジタルフォレンジック」をいかに活用するかというのが本稿のテーマである。

筆者は、このテーマに約五年前から取り組んでいるが、デジタルフォレンジックを巡る情勢は、その間にかかなり変わってきたというのが、率直な印象である。

社内調査におけるデジタルフォレンジックの重要性は、取り組み始めたころからさほど変わっていないと思われるが、不祥事が発生し、社内調査を余儀なくされた企業が、デジタルフォレンジックを社内調査に活用するという発想は、五年前にはあまりなかったのではなからうか。そこには、デジタルフォレンジックそのものに対する誤解、有用性や活用法についての知識不足、コストと時間がかかるという先入観などが影響していたのではないかと思われる。

本稿では、社内調査におけるデジタルフォレンジックの重要性について解説するとともに、デジタルフォレンジックで何ができるのか、その実務面と法律面についての整理を試みたいと思う。

はじめに

企業において発生するさまざまな不祥事、不正行為、不適切な行為（以下「不祥事」という）について、企業が自らの手で調査を行うことを「社内調査」と呼んでいる。

社内調査の目的は、企業において発生した不祥事の全容を解明し、責任ある者に対して適正な処分をするとともに、そのような不祥事が発生した原因、これを早期に発見できなかった要因を分析・解明し、同様の不祥事の再発防止策を策定することにある。また、その不祥事によって生じるリスク分析、社内外に与えた損害の回復措置、不祥事によって失った企業の信用の回復なども、社内調査の大きな目的と言える。

いても無駄な抵抗であると本人が観念すれば、その者は真相を話すことになるであろう。つまり一つの証拠が、真相を知っている者の「自白」という次の証拠を導き出すのである。

不祥事に関与した者が、最後まで、企業の期待どおりに不祥事の内容を詳細に話さないこともある。むしろ社内調査ではよく見られる傾向である。これを「否認」と評価すべきかどうかは、まさに、他の証拠によって判断すべきである。客観的な証拠に反する説明を繰り返したり、合理的な説明ができない場合は「否認」と評価すべきことになるが、他の証拠に反する説明であっても、それなりに合理的な説明があれば「否認」と評価するのは慎重であるべきということになる。確固たる証拠がないのに、憶測や風評を真相と決め込み、あるいは主観的な感情論で「否認」と決め込んでしまうことは、社内調査の目的と役割を見誤ることにつながる。

このように社内調査が証拠の収集活動であり、証拠の積み重ねによって真相を解明していくというプロセスであると考えると、社内

## 1 社内調査は証拠の収集活動である

冒頭で述べた社内調査の目的に照らすと、「社内調査とは証拠の収集活動である」という意識を強く持つことが極めて重要と言える。社内調査においては、企業の「誰か」が関与した不祥事を解明していくことになるが、憶測や風評に基づいて、不祥事を認定し、懲戒処分や刑事・民事の法的措置を問うことは許されない。誰かの責任について、懲戒処分、刑事・民事

の法的措置を行うのであれば、それは、証拠に基づく事実認定によらなければならない。

「事実認定」とは、平たく言えば、企業で起きた不祥事の真相を解明することであるが、真相の解明は、証拠の積み重ねによってなされる。

例えば、不祥事の真相を知っている者は、真相を話せと言ってもなかなかそれに応じるものではない。真相を話すことは、自らを窮地に追い込むことになりかねないからである。そのとき、ある証拠を示すことで、これ以上、嘘をつ

## 2 社内調査に強制力はない

しかし、社内調査は刑事事件の捜査とは根本的に異なる。それは、社内調査には強制力がないという点である。刑事事件の捜査においては、証拠を強制的に探し出して取得する手法として、搜索差押がある。また被疑者の身柄を拘束するという捜査手法もある。

一方、社内調査においては、このような強制的な手法は使えない。社内調査は、あくまでも任意の手法で行うものであり、企業による行きすぎた調査は、社員に対する人権侵害や不法行為となりかねない。ただ、そのようなリスクを避けるために社内調査を慎重に進めようとする、かえって不祥事を行った者の否認を横行させ、その弁解を鵜呑みにしたり、追及が不十分になったりする。

また、社内調査で慎重になりすぎると、不祥事を立証するために重要な証拠が隠滅され、関係者の